

特定非営利活動法人新町スポーツクラブ諸謝金・旅費支給規程

平成 23 年 1 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 特定非営利活動法人新町スポーツクラブにおける講演会・実技指導等の目的のため、講師及び指導員等（以下「講師等」という。）に対する諸謝金の支給については、この規程の定めるところによる。

(単価)

第 2 条 講師等に支給する諸謝金の単価は、別に定める諸謝金・旅費単価基準表（別紙）に定める額を最高限度とし、実情に応じて年度を通じて統一単価で実施するものとする。
2 前項に定める区分により難い謝金については、別途理事会において協議し決定する。

(支払手続き)

第 3 条 会員等に講演・実技指導及び実技指導補助を目的とした業務を依頼する場合は、次の各号に掲げる書類を作成し、事前に所属する部局長の承認を得るものとする。
(1) 申請書
(2) 業務予定表
(3) 講演・実技指導時間等確認書
2 前項の業務が終了した場合は、速やかに業務実施表を提出するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。